

ちょこっとジム 利用規約

本則

第 1 条【適用範囲】

- 1.本規約は、ぬりかえる株式会社（以下「当社」という）が運営する女性専用フィットネスクラブ「ちょこっとジム」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）に適用される。
- 2.本則は、附則にも適用されるものとする。
- 3.附則は、本則の一部であるものとする。

第 2 条【入会申込】

- 1.本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意した上で、当社が管理運営する専用アプリ（以下「専用アプリ」という）または専用 WEB サイトにより入会申込を行うものとする。
- 2.未成年者については、親権者同意書は不要とし、本人が本規約に同意した場合、親権者も同意しているものとみなす。

第 3 条【会員制度】

- 1.本サービスは、当社が入会を認めた会員のみが利用できるものとする。なお、15 歳未満の者及び 90 歳以上の者の入会は認めない。
- 2.各店舗における本サービスの範囲および各会員の利用開始日は、当社が定める。

第 4 条【入館用 QR コード】

- 1.当社は、会員に対し入館用 QR コードを交付する。
- 2.会員は本サービスの利用にあたり、入館用 QR コードを提示しなければならない。
- 3.入館用 QR コードは、会員本人のみが使用し、他の者に譲渡、貸与してはならない。

第 5 条【本施設の利用時間】

- 1.本施設の利用時間は基本的に 24 時間営業である。（一部店舗を除く）。
- 2.前項の利用時間について、停電・警備上の理由その他の事由により、予告なく変更又は営業中止となることがある。
- 3.第 1 項の利用日時について、安全上の理由及びその他の事由により、臨時に休館となることがある。

第 6 条【利用料】

- 1.本サービスの利用料（以下「利用料」という）は、店舗ごとに当社が定め、専用アプリに掲載する。会員は、専用アプリまたは専用ウェブサイトにおいて事前に利用料を確認した

上で利用申込みを行うものとする。

2.支払処理が完了した利用料は、理由の如何を問わず返還しない。また、本サービスは特定商取引法の特定期続的役務提供には該当せず、クーリング・オフ対象外となる。

3.当社は、事前に当社所定の方法で告知することにより、利用料を改定することができる。

4.クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、当社は、会員に対し、年 14.6%の遅延損害金を請求できるものとする。

第 7 条【遵守事項】

1.会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければならない。

(1)本サービスの施設及び機器の使用につき、当社が定める諸規則

(2)本サービスの施設におけるドレスコード

①安全に施設を利用できる履物（スパイクシューズ等、施設又は器具を傷つける可能性のある履物は着用しないこと）

(3)私物のトレーニング器具の持ち込みをしないこと（一部サービスを除く）

(4)未成年者が深夜に当施設の利用を行わないこと（利用禁止時間は各都道府県の条例に従う）

(5)当施設内および敷地内における物品販売や営利目的の行為、勧誘行為、政治活動、宗教に関すると思われる勧誘行為、その他広告等の活動等を行わないこと

(6)他の会員に対し、パーソナルトレーニングまたはそれに準ずるとみられる営利活動を行わないこと

(7)本規約に基づき、当施設の利用を認められていない者を同伴させないこと

(8)他の会員に対し、暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷や嫌がらせ、プライバシーを侵害する行為、その他の迷惑行為を行わないこと

第 8 条【利用者責務】

1.会員は、本規約等に定める契約上の地位（権利・義務）を第三者に譲渡又は承継しない。

2.当社は、本規約等に定める本施設利用のほか、会員に対して、本施設等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利の付与、譲渡、実施許諾を行うものではない。

3.会員は、法令、本規約等に違反したことによって、またはこれに関して、他の本施設利用者、当社またはスタッフに対し損害を生じさせた場合（ご利用者様の責による、本施設の破損、汚損その他一切の損害も含むが、これらに限られない。）は、直ちに当社へその旨を通知すると共に、その損害の一切を賠償する義務を負う。当社は、会員に対して、損害の賠償を請求でき、この場合、会員はかかる損害を直ちに賠償しなければならない。特に、火災発生の場合であっても、その原因が会員の故意または過失によると認められるときは、同様となる。

第 9 条【利用禁止】

1.当社は、以下の各号のいずれかに該当する会員につき、本サービスの施設の利用禁止または強制退会を命じることができる。

- (1)本規約および当社の定める規則を遵守しない者
 - (2)体調不良、アルコールや薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
 - (3)妊娠中または妊娠の可能性のある者
 - (4)著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - (5)当社の承諾なく入館用 QR コードを提示せずに施設内に立ち入った者
 - (6)利用料の全部または一部につきクレジットカードによる支払処理が行われなかった者
 - (7)ご本人名義のクレジットカードを使用していない者（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）
 - (8)過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有すると判断した者
 - (9)当施設内におよび敷地内における物品販売や営利目的の行為、勧誘行為、政治活動、宗教に関すると思われる勧誘行為、その他広告等の活動等を行った者
 - (10)他の会員に対し、パーソナルトレーニングまたはそれに準ずるとみられる営利活動を行った者
 - (11)本規約に基づき、当施設の利用を認められていない者を同伴させた者
 - (12)他の会員に対し、暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷や嫌がらせ、プライバシーを侵害する行為、その他の迷惑行為を行った者
 - (13)マシンの粗雑な扱いなどにより、騒音を発する者
 - (14)アプリ内での悪質なコメント投稿等をした者
 - (15)駐車違反・駐輪違反及び、ちょこっとジム ご利用時以外の駐車場利用をした者
 - (16)他のお客様やサービスの運営に著しく損害が出る行為をした者
 - (17)上記の他、本サービスの利用を認めることが適切でないと判断した者
- 2.当社が本サービスの利用を禁止した場合も、または強制退会した場合も、会員は利用料を免れることはできないものとする。

第 10 条【届出】

- 1.会員は、入会時に届け出た内容に変更があったときは、専用アプリまたは専用ウェブサイトにおいて変更の届け出をしなければならない。
- 2.当社から会員への個別の通知は、専用アプリまたは会員から届出のあったメールアドレスあてに行い、その発信をもって会員に到達したものとみなす。

第 11 条【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員本人が死亡したときまたは法人が解散したとき
- (3) 対象となる本サービスが終了したとき

第 12 条【サービスの制限】

1.当社は、次の理由により本サービスの全部または一部を制限することができ、これに対して会員は利用料の減額または返金を求めることはできない。

- (1) 気象・災害等により当社が営業困難と判断したとき
- (2) 施設の点検、補修または改修をするとき
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
- (4) その他本サービスの停止が必要と当社が判断したとき

2.前項の場合、事前に当社ホームページ等にて会員に通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 13 条【サービスの変更】

当社は、次の理由により本サービスの全部または一部を変更（店舗の閉鎖を含む）することができ、これに対して会員は利用料の減額または返金を求めることはできない。

- (1) 気象・災害等により当社が営業を不可能と判断したとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
- (3) 当社の判断によりサービスを一部拡充または縮小したとき

第 14 条【賠償責任】

1.本サービスの利用にあたって発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わない。

2.会員は、自己の責に帰すべき原因により当社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。

3.忘れ物があった場合、当社での捜索・保管は行わない。また、当社にて廃棄をする場合があり、その場合も当社にて賠償等を行わなくてよいものとする。

第 15 条【サービスの終了】

1.当社はやむを得ない事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、サービスを終了することができる。

2.サービス終了の原因が気象、災害、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場

合には、前項の予告期間を短縮することができる。

3. サービスの終了につき、当社は会員に対し、何ら責任を負わない。

第 16 条【通知】

本規約および本サービスに関する通知は、専用アプリまたは専用ウェブサイトメールにて行う。

第 17 条【本規約の改定】

当社は、当社所定の方法で事前に告知することにより、本規約を改定することができる。

第 18 条【裁判管轄】

当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条【転売行為の禁止について】

- 1.当社が会員に対し提供するあらゆる物品を、営利を目的として第三者に転売し、または転売のために第三者に提供することを禁止する。
- 2.転売を試みる行為、フリーマーケットサイト、フリマアプリ（メルカリ、ラクマ等）、インターネットオークション等での当社提供品の売買、買取サービスの利用は禁止する。
- 3.転売等の不正事実が発覚した際には、不正を行った者に対して弊社は本サービスの施設の利用禁止または強制退会を行うことができる。
- 4.他のオンラインショップ、インターネットオークション、フリマアプリ（メルカリ、ラクマ等）など、当社以外から購入した商品はすべて転売品とする。転売品については、当社では一切の責任を負わないものとする。

附則

原則、附則の各種規約についても本則が適用されるものとする。

月額プラン会員に関する利用規約

第 1 条【適用範囲】

本規約は、ぬりかえる株式会社（以下「当社」という）が運営する女性専用フィットネスクラブ「ちょこっとジム」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうち月額プラン会員をご契約された方に順守いただく事項を定めたものとする。

第 2 条【利用料】

- 1.月額プラン会員の本施設の利用料金等は専用アプリまたは専用ウェブサイトに記載した金額とする。
- 2.月額プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）のクレジットカードを登録し毎月10日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカードでの支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用ウェブサイトにて掲載するものとする。

第3条【休会】

- 1.月額プラン会員は、専用アプリにおいて休会手続きを行うことにより、休会することができる。休会手続きは各月10日までにを行った場合、翌月1日・翌々月1日からの休会プランを選択できる。各月の11日以降に休会手続きがとられた場合は、翌々月1日・翌々々月1日からの休会を選択できる。ただし、プラン契約直後のようにプラン契約月と翌月分まで既に決済が完了している場合、最短で翌々月1日より休会期間開始となる。
- 2.休会費は0円とする。
- 3.休会手続きの際1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月の中から期間を選択する。選択した休会期間が終了する際、会員は自動的に休会を解除され、利用料の支払いを自動的に再開するものとする。
- 4.休会手続きは、必ず専用アプリで行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による休会の申し出は受け付けられない。
- 5.指定した休会期間を満了し、復会する場合、復会する月の月額料金は1か月分となり、日割り精算は行わない。
- 6.当社は、休会中も会員の情報を保持する。
- 7.紹介キャンペーン、クーポンなどの割引期間中に休会した場合、割引適用期間が休会によって延長されることはない。
- 8.休会中は本サービスの施設は利用できない。
- 9.月額プラン会員は、休会を予定より早く解除・復会する場合、専用アプリより手続きを行う。
- 10.選択した休会期間を延長する場合、専用アプリより手続きを行う。
- 11.休会中に退会を希望する場合、専用アプリより手続きを行う。なお、本条の退会手続きとは【月額プラン会員利用規約】第4条【退会】の規定に従うものとする。
- 12.その他、休会の詳細については専用ウェブサイトにて掲載するものとする。

第4条【退会】

- 1.会員は、店舗において退会手続きを行うことにより、退会することができる。退会手

続は各月 10 日までに行った場合、当月末日をもって退会となるものとする。各月の 11 日以降に退会手続を行った場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなる。

2. 当社は、退会後は会員の情報を消去することができる。
3. 当社は、クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、会員を退会させることができる。会員が本規約に違反した場合、および会員として適切でない当社が判断した場合も、同様とする。
4. 退会手続は、必ず店舗で行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による退会の申し出は受け付けられない。

第 5 条【契約の更新】

1. 契約期間満了前に会員からの事前の手続きがない限り、従前と同一の契約内容で自動的に契約が更新されるものとする。
2. 契約更新時以外でのプランの変更はできないものとする。なお、会費を変更した後の更新後の契約については新会費が適用となる。

第 6 条【再入会】

1. 退会後、専用アプリまたは専用ウェブサイトより再度、入会申込を行うことにより再入会ができる。
2. 【月額プラン会員利用規約】第 4 条第 1 項の届出により退会した場合、再入会できる。
3. 【月額プラン会員利用規約】第 4 条第 3 項による退会となった場合、再入会できない。ただし、会費未納があった場合はその納入をした場合にのみ、再入会できるものとする。
4. 再入会時における再入会費は 2,980 円(外税)とする。
5. 再入会費は、初期費用（入会金・事務手数料）割引期間の対象とならないものとする。

第 7 条【本サービス内のクーポン適用について】

1. クーポンコードとは、当社の定める基準に従って発行される割引コードであり、会員は、当社所定の手続及び条件に従い、代金からクーポンコードごとに定められた所定の金額分（以下「割引額」といいます。）の割引を受けることができる。
2. 当社がクーポンコードに有効期限を付した場合、会員は、有効期限が切れたクーポンコードを利用することはできない。
3. 会員は、各クーポンコードを 1 回の注文にのみ利用でき、利用後はその権利が消失する。また、複数のクーポンコードを同時に利用することはできない。ただし、【お友達紹介制度】との割引との併用は可能とする。会員が購入申請の際にクーポンコードを入力するのを忘れた場合、事後適用することはできない。すでに手続きが終了している注文の支払いにもクーポンコードは利用できない。
4. 会員がクーポンコードを紛失された場合、当社は払い戻しや再発行を行わない。万一、会

員が購入された商品・サービスを返品した場合でも、その購入に使用されたクーポン分は使用済みとなり、再利用はできない。

5.代金が割引額を上回る場合、会員は当社に対して、その差額を所定の支払い方法に従って支払うものとする。仮に売買契約が解除された場合でも、当社は割引額分を返金しないものとする。また、代金が割引額を下回る場合、当社は差額を返金しないものとする。クーポンコードの割引額は商品・サービスの代金に対して適用されるものとし、送料は適用対象外とする。

6.当社はクーポンコードの内容、利用条件、利用方法など、その取り扱いに関するすべてを会員に予告なく変更することができるものとする。また、当社はクーポンコードの取り扱いをいつでも終了、及び一時停止することができるものとする。

第 8 条【お友達紹介制度について】

1.お友達紹介制度とは、お友達、ご家族などを紹介することで、1名につき一定金額を月額利用料より割引する制度をいう。

2.お友達紹介制度の詳細については専用ウェブサイトにて掲載するものとする。

改定) 2024 年 1 月 11 日

